⑶　チャネル間隔が1,000MHzのもの　1,000MHz
⑷　チャネル間隔が2,000MHzのもの　2,000MHz
⑸　その他のもの　5GHz

別表第三号52を次のように改める。

52　80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2⑴に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　占有周波数帯幅が2,250MHz以下のもの

周波数帯		不要発射の強度の許容値
帯域外領域	76GHzを超え81GHz以下	空中線端子において、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が3.16μW以下
	上記以外の周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が100μW以下
スプリアス領域		任意の1MHzの帯域幅における平均電力が50μW以下

⑵　占有周波数帯幅が2,250MHzを超え5GHz以下のもの

周波数帯		不要発射の強度の許容値
帯域外領域	76GHzを超え81GHz以下	空中線端子において、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が3.16μW以下
	上記以外の周波数帯	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が100μW以下
スプリアス領域		任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が50μW以下

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号一⑶アの表中

○
○
○

を

○
○
注22○
○

に改め、同表の注に次のように加える。

「

第二条第一項第三十一号の五の無線設備
○
○

「

第二条第一項第三十一号の五の無線設備
○
○